

第11回 技能検定職種の統廃合等に関する検討会

議 事 次 第

平成25年8月9日(金)
15:00～17:00
厚生労働省仮設第1会議室

1 開会

2 議題

(1) 平成25年度の技能検定職種の統廃合等について

- ① 検討対象職種の説明
- ② 業界団体からのヒアリング
- ③ 前年度以前の検討対象職種の状況確認

(2) その他

3 閉会

(配付資料)

- 資料1-1 平成24年度「技能検定試験」の実施状況まとめ
- 資料1-2 検定職種別受検申請者数の推移(過去6年分)
- 資料1-3 統廃合等検討対象職種の概要
- 資料1-4 統廃合等検討対象職種の社会的便益に係る業界団体へのヒアリング項目
- 資料1-5 パブリックコメントの実施案
- 資料2-1 技能検定の作業の統廃合等について
- 資料2-2 技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について
- 資料2-3 技能検定作業別受検申請者数の推移(過去6年分)

- 参考1-1 職種カテゴリごとの平均評点及び8割値
- 参考1-2 技能検定の職種統廃合の状況について(～平成24年度実施の検討会分)
- 参考1-3 技能検定職種数の推移(過去10年分+予定)
- 参考2-1 技能検定の作業統廃合の状況について(平成19年度～24年度)
- 参考2-2 技能検定(都道府県方式)作業数の推移(過去10年分+予定)
- 参考3-1 技能検定の職種(作業)、等級及び対象とする技能の内容

Press Release

報道関係者 各位

平成25年7月12日(金)

【照会先】

職業能力開発局 能力評価課

課 長 伊藤 正史

主任技能検定官 篠寄 典良

(代表電話) 03(5253)1111(内線5944)

平成24年度「技能検定」の実施状況まとめ ～新たに28万人が「技能検定」に合格～

厚生労働省ではこのほど、平成24年度「技能検定」の実施状況をまとめましたので、公表します。

その結果、平成24年度の合格者数は28万4,676人で、前年度に比べ、3万503人・9.7%の減少となりました。技能検定制度は働く上で身につけるべき、または必要とされる技能の程度を国として証明するもので、現在128職種について実施しています。これに合格した人だけが「技能士」を名乗ることができ、昭和34年度の制度開始以来、今回の平成24年度の実施までで延べ約519万人が資格を取得しています。

【平成24年度の実施状況の概要】

- 受検申請者数の合計は74万9,145人で、前年度比で4.1%減少。
- 合格者数の合計は28万4,676人で、前年度比で9.7%の減少。制度創設当初からの合格者数の累計は518万9,518人となった。
- 受検申請者数が多い上位5職種は、次のとおり。
 - ・ファイナンス・プランニング : 約47.7万人、対前年度比6.9%減(全体に占める割合は63.7%)
 - ・機 械 保 全 : 約3.3万人、対前年度比2.7%増(同4.3%)
 - ・機 械 加 工 : 約2.2万人、対前年度比5.6%増(同3.0%)
 - ・知的財産管理 : 約1.8万人、対前年度比10.2%減(同2.4%)
 - ・金融窓口サービス : 約1.8万人、対前年度比12.7%減(同2.4%)

(別添資料) 平成24年度「技能検定試験」実施状況

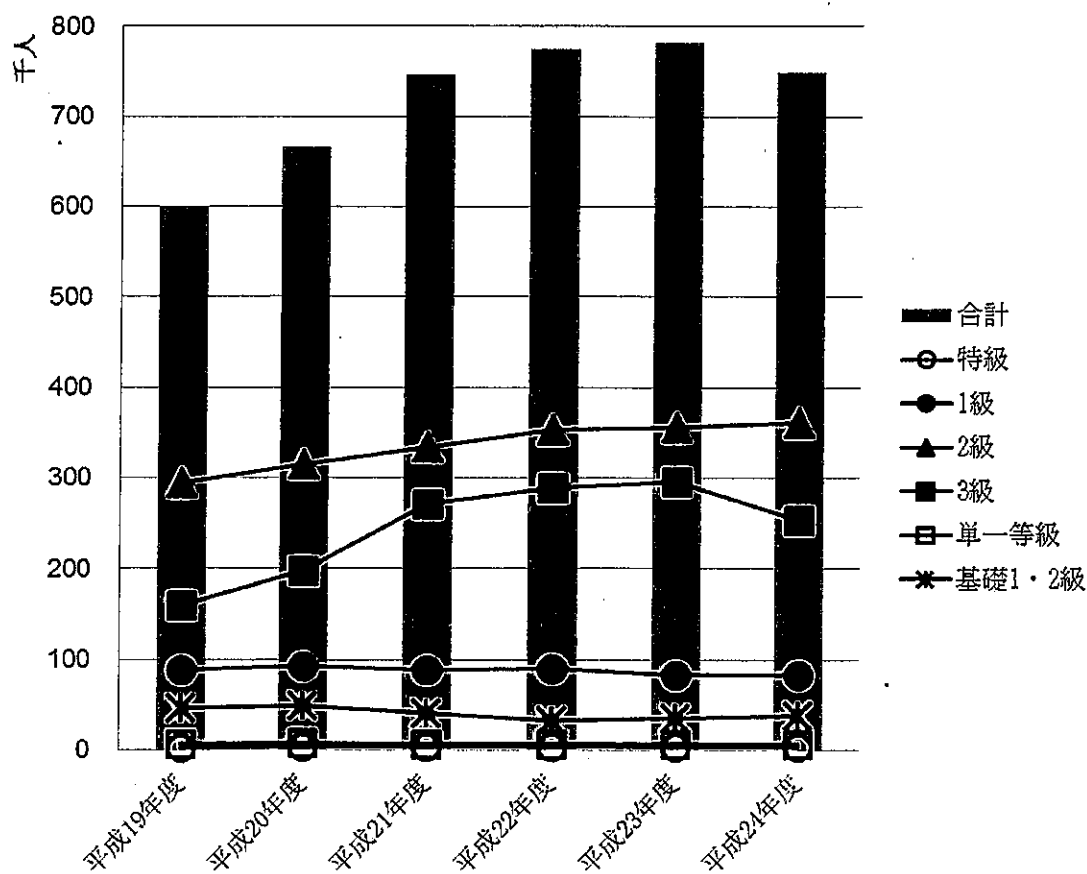
平成24年度「技能検定」実施状況

1. 等級別の実施状況（平成24年度）

等級 (技能検定の合格に必要な技能及び知識)	受検申請者数 (前年度比)	合格者数 (前年度比)	合格率
特級 (管理者又は監督者に必要な技能及び知識)	4,568人 (+10.8%)	1,060人 (+39.1%)	23.2%
1級 (上級の技能労働者に必要な技能及び知識)	83,446人 (+0.2%)	32,886人 (+1.4%)	39.4%
2級 (中級の技能労働者に必要な技能及び知識)	361,987人 (+1.8%)	88,127人 (-9.0%)	24.3%
3級 (初級の技能労働者に必要な技能及び知識)	253,067人 (-14.5%)	122,704人 (-17.0%)	48.5%
単一等級 (等級に区分していない職種で、1級相当の技能及び知識)	7,321人 (+2.9%)	4,001人 (+8.2%)	54.7%
基礎1級及び基礎2級 (技能実習生を対象とし、基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識)	38,756人 (+8.9%)	35,978人 (+7.0%)	92.8%
合計	749,145人 (-4.1%)	284,676人 (-9.7%)	38.0%

※ 技能検定は学科試験と実技試験により行われ、受検申請者数について、当該年度に同時に両試験に申請した者は、1名として計上している。例外として、学科試験の合格が実技試験の受検要件となっているため、両試験を同時に申請できない一部の職種（フィナンシャル・プランニング1級、金融窓口サービス1級、知的財産管理1級）については、学科試験と実技試験の受検申請者数の合計を計上している（以下同じ）。

2. 等級別受検申請者数の推移（過去6年間）



3. 等級別受験申請者数の多い職種（各上位5職種）

全等級合計

職種名	受験申請者数(人)	対前年度比(%)	合格者数(人)	対前年度比(%)
ファイナルプランニング	477,439	-6.9	136,269	-17.8
機械保全	32,507	+2.7	17,430	+4.3
機械加工	22,250	+5.6	13,175	+2.4
知的財産管理	18,315	-10.2	6,075	-31.1
金融窓口サービス	17,816	-12.7	5,896	-31.0

特級

職種名	受験申請者数(人)	対前年度比(%)	合格者数(人)	対前年度比(%)
機械加工	827	+3.1	220	+52.8
機械保全	549	+1.9	164	+4.5
電子機器組立て	467	+8.1	52	-18.8
仕上げ	405	+8.3	46	-31.3
プラスチック成形	351	+11.1	126	+113.6

1級

職種名	受験申請者数(人)	対前年度比(%)	合格者数(人)	対前年度比(%)
ファイナルプランニング	16,719	-0.2	1,752	+2.5
機械保全	9,741	+4.2	4,833	+17.8
塗装	4,427	+1.4	1,829	-17.4
機械加工	4,093	+5.4	1,942	+5.5
防水施工	2,862	-8.2	1,552	-13.4

2級

職種名	受験申請者数(人)	対前年度比(%)	合格者数(人)	対前年度比(%)
ファイナルプランニング	261,808	+3.6	44,889	-11.7
機械保全	16,374	-4.6	7,547	-11.7
機械加工	8,452	-2.3	3,792	-14.6
知的財産管理	7,940	-18.0	1,748	-37.3
金融窓口サービス	7,669	-4.6	1,773	-27.5

3級

職種名	受験申請者数(人)	対前年度比(%)	合格者数(人)	対前年度比(%)
ファイナルプランニング	198,919	-18.2	89,628	-20.8
知的財産管理	9,611	+1.1	4,179	-28.8
金融窓口サービス	9,253	-19.4	4,054	-33.0
機械加工	5,987	+21.0	4,471	+18.9
機械保全	5,278	+25.0	4,410	+24.7

単一等級

職種名	受験申請者数(人)	対前年度比(%)	合格者数(人)	対前年度比(%)
ビルクリーニング	3,016	+0.4	1,685	+17.3
調理	1,247	+1.1	724	+1.1
路面標示施工	663	+1.7	336	-8.7
柱間壁接着剤注入施工	632	+3.3	343	+5.5
産業洗浄	617	+18.9	415	+37.0

基礎1・2級

職種名	受験申請者数(人)	対前年度比(%)	合格者数(人)	対前年度比(%)
婦人子供服製造	9,731	+8.8	9,053	+6.3
プラスチック成形	4,085	+2.4	3,716	+3.0
機械加工	2,891	+4.1	2,750	+2.7
電子機器組立て	2,321	-11.7	2,223	-10.8
金属プレス加工	2,153	+4.1	2,003	+3.9

4. 検定職種別受検申請者数の推移（過去6年分）

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
1 ウェブデザイン ※	73	1,069	1,979	2,597	2,660	2,805	1,864
2 キャリア・コンサルティング ※		2,829	2,857	3,127	3,508	4,942	2,877
3 ピアノ調律 ※						1,270	212
4 ファイナンシャル・プランニング ※	342,926	378,540	459,283	501,049	512,636	477,439	445,312
5 知的財産管理 ※		12,834	25,802	18,750	20,392	18,315	16,016
6 金融窓口サービス ※	18,318	20,349	21,660	22,453	20,418	17,816	20,169
7 着付け ※				3,493	2,397	1,743	1,272
8 レストランサービス ※	7,344	6,222	4,503	4,198	4,107	3,840	5,036
9 ビル設備管理 ※	175	171	201	124	85	57	136
10 園芸装飾	1,170	1,174	1,220	1,130	1,152	1,110	1,159
11 造園	5,962	5,516	5,225	4,946	4,786	4,721	5,193
12 さく井	700	659	710	700	553	577	650
13 金属溶解	99	46	70	55	43	94	68
14 鋳造	1,865	1,899	1,595	1,455	1,718	1,780	1,719
15 鍛造	274	383	278	232	206	251	271
16 金属熱処理	3,541	4,019	4,160	4,085	4,279	4,596	4,113
17 粉末冶金	224	126	119	97	145	97	135
18 機械加工	19,930	21,975	21,223	20,708	21,062	22,250	21,191
19 放電加工	769	892	793	687	648	655	741
20 金型製作	18	264	178	174	91	159	147
21 金属プレス加工	4,369	4,680	3,640	3,196	3,496	3,454	3,806
22 鉄工	1,896	2,016	2,078	1,923	1,984	2,159	2,009
23 建築板金	2,736	2,562	2,352	2,032	1,688	1,542	2,152
24 工場板金	2,779	3,023	2,786	2,400	2,477	2,594	2,677
25 めっき	1,458	1,478	1,431	1,386	1,428	1,618	1,467
26 アルミニウム陽極酸化処理	156	183	164	100	151	110	144
27 溶射	9	72	82	121	84	114	80
28 金属ばね製造	528	568	524	547	539	576	547
29 ロープ加工	101	135	144	124	128	171	134
30 仕上げ	5,860	6,603	6,598	6,340	6,392	5,871	6,277
31 切削工具研削	239	290	228	270	233	256	253
32 機械検査	7,313	8,855	8,718	9,677	9,992	10,273	9,138
33 ダイカスト	1,462	1,678	1,378	1,385	1,330	1,322	1,426
34 機械保全	31,185	32,560	30,737	31,516	31,664	32,507	31,895
35 電子回路接続	216	238	294	290	289	299	271
36 電子機器組立て	10,080	10,253	9,425	8,216	8,837	8,765	9,263
37 電気機器組立て	3,962	4,664	5,294	5,121	5,683	5,701	5,071
38 半導体製品製造	4,972	4,918	3,489	3,419	3,251	2,388	3,740
39 プリント配線板製造	1,610	1,877	1,359	1,300	1,042	1,068	1,376
40 自動販売機調整	1,497	1,395	1,170	1,040	964	900	1,161
41 産業車両整備	534	532	543	537	467	450	511
42 鉄道車両製造・整備	1,216	1,321	1,493	1,512	1,441	1,602	1,431
43 時計修理	901	898	787	799	794	1,058	873
44 光学機器製造	551	577	548	553	451	492	529
45 複写機組立て	140	126	102	114	81	79	107
46 内燃機関組立て	674	846	795	764	831	906	803
47 空気圧装置組立て	2,498	2,671	2,584	2,527	2,564	2,685	2,588
48 油圧装置調整	1,777	1,903	1,887	1,773	1,892	1,960	1,865
49 縫製機械整備	76	85	83	92	-	78	69
50 縫製機械整備	3,231	3,684	3,619	3,412	3,114	3,170	3,372
51 農業機械整備	2,020	2,060	2,100	2,126	2,112	2,000	2,070
52 冷凍空調調和機器施工	1,574	1,703	1,860	1,823	1,826	1,727	1,752
53 染色	415	338	330	170	260	174	281
54 ニット製品製造	179	194	207	141	150	137	168
55 婦人子供服製造	13,139	13,272	12,592	10,486	9,396	10,116	11,500
56 紳士服製造	862	782	841	572	515	644	703
57 和装	972	790	709	600	539	453	677
58 寝具製作	168	201	205	185	177	199	189
59 帆布製品製造	813	678	718	612	718	601	690
60 布はく縫製	195	137	175	195	192	193	181
61 木工機械整備	1	41	-	42	-	-	14
62 機械木工	-	35	1	26	-	-	10
63 木型製作	27	43	42	46	-	-	26
64 家具製作	904	927	864	695	791	758	823
65 道具製作	635	690	489	379	333	334	477
66 紙器・段ボール箱製造	46	177	64	208	218	295	168
67 製版	154	112	123	111	86	80	111

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去5年間)
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
68 印刷	1,305	1,378	1,197	1,012	968	906	1,127
69 製本	306	484	474	329	315	401	385
70 プラスチック成形	11,034	11,435	10,270	9,875	10,226	10,478	10,553
71 強化プラスチック成形	507	351	335	248	384	412	373
72 陶磁器製造	8	77	16	95	-	16	35
73 石材施工	594	572	497	474	337	396	478
74 パン製造	1,403	1,510	1,736	1,685	1,490	1,777	1,600
75 菓子製造	467	479	515	500	429	445	473
76 製麺	90	170	124	90	117	94	114
77 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	939	1,125	1,095	1,013	934	960	1,011
78 水産練り製品製造	718	831	787	706	651	639	722
79 みそ製造	-	263	-	219	-	232	119
80 酒造	113	126	105	143	72	95	109
81 情報記録施工 ※	579	622	630	595	451	436	552
82 建築大工	4,760	4,594	4,521	4,218	4,340	4,644	4,513
83 枠組壁建築	92	72	48	96	205	124	106
84 かわらぶき	934	735	711	588	439	524	655
85 とび	3,301	3,883	3,627	3,746	3,381	3,687	3,604
86 左官	1,478	1,611	1,451	1,343	1,129	1,142	1,359
87 築炉	323	328	351	333	330	363	338
88 ブロック建築	164	157	129	200	139	123	152
89 エーエルシーパネル施工	96	86	86	85	83	-	73
90 タイル張り	594	528	531	425	273	278	438
91 畳製作	286	310	250	198	207	180	239
92 配管	4,171	4,027	4,017	3,860	3,730	3,502	3,885
93 厨房設備施工	340	346	288	334	393	267	328
94 型枠施工	2,555	2,901	2,499	2,017	1,779	2,093	2,307
95 鉄筋施工	3,377	3,858	3,180	2,509	2,233	2,795	2,992
96 コンクリート圧送施工	730	702	764	620	614	513	657
97 防水施工	4,420	4,448	3,883	3,584	3,667	3,402	3,901
98 樹脂接着剤注入施工	504	447	594	586	612	632	563
99 内装仕上げ施工	2,341	2,383	2,196	2,016	1,483	1,781	2,033
100 熱絶縁施工	723	691	667	666	583	568	650
101 カーテンウォール施工	217	274	268	161	124	185	205
102 サッシ施工	743	770	695	618	492	469	631
103 自動ドア施工	408	433	420	359	323	270	369
104 バルコニー施工	330	241	171	130	135	181	198
105 ガラス施工	566	511	506	401	358	426	461
106 ウェルポイント施工	-	64	-	102	-	109	46
107 テクニカルイラストレーション	276	289	325	285	293	342	302
108 機械・プラント製図	5,418	6,205	6,483	5,943	5,559	5,586	5,866
109 電気製図	553	623	597	532	461	477	541
110 化学分析	199	201	220	198	212	184	202
111 金属材料試験	762	823	761	748	788	826	785
112 貴金属装身具製作	145	110	91	244	268	267	188
113 印章彫刻	31	37	30	-	-	117	36
114 ガラス用フィルム施工 ※	317	187	238	238	243	227	242
115 表装	1,121	1,031	997	920	742	643	909
116 塗装	9,419	10,037	8,729	8,535	7,865	8,266	8,809
117 路面標示施工	735	779	715	707	652	663	709
118 塗料調色	116	148	100	109	118	120	119
119 広告美術仕上げ	221	251	183	197	121	152	188
120 義肢・装具製作	192	159	183	172	136	150	165
121 舞台機構調整	1,075	1,050	1,023	1,075	983	1,107	1,052
122 工業包装	683	529	616	368	752	614	594
123 写真	109	65	95	157	121	113	110
124 調理 ※	1,743	1,773	1,606	1,450	1,233	1,247	1,509
125 ビルクリーニング ※	3,064	2,943	2,802	2,898	3,004	3,016	2,955
126 ハウスクリーニング ※	-	-	-	-	-	214	36
127 産業洗浄	455	562	543	581	519	617	546
128 商品装飾展示	428	404	409	392	360	390	397
129 フラワー装飾	2,230	2,389	2,089	2,175	2,085	1,866	2,139
合計	600,291	666,537	746,053	775,119	781,539	749,145	719,781
都道府県方式	225,814	238,998	224,492	214,147	210,405	215,778	221,606
指定試験機関方式	374,539	427,539	521,561	560,972	571,134	533,367	498,185
昭和34年度からの受検申請者数の累計	8,691,477	9,358,014	10,104,067	10,879,186	11,660,725	12,409,870	
昭和34年度からの合格者数の累計	3,744,322	4,004,692	4,296,187	4,588,663	4,904,842	5,189,518	

- (注1) 職種名に※が付されているものは、指定試験機関が技能検定試験を行う職種である。
(注2) 職種の順番は、職業能力開発促進法施行令(昭和44年政令第258号)別表第1の記載順であり、番号は便宜的に振ったものである。
(注3) 欄中に斜線が入っているものは、その試験の設定が無い(職種の追加前)ことを表す。
(注4) 欄中に「-」が記載されている箇所は試験の休止を示す。数字が併記してあるものは、試験免除申請の件数。
(注5) 「木工機械整備」職種の試験は平成25年度から廃止。

(参考)

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和 34 年度から実施され、平成 24 年度には全国で約 75 万人の受検申請があり、約 28 万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約 519 万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成 25 年 4 月 1 日現在 128 職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1 級、2 級、3 級、基礎 1 級及び基礎 2 級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等 14 職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1 級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表 (128 職種)

平成 25 年 4 月 1 日現在

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリア・コンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ローブ加工</u> 、 <u>情報通線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注：下線の 14 職種については、指定試験機関（民間機関）において実施することとなっている。

検定職種別受検申請者数の推移（過去6年分）

統廃合等の判断基準（1次判断基準）

（平成21年1月技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書・座長 北浦正行社会経済生産性本部事務局次長）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。

② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数					平均受検申請者数 (過去6年間)	備考	1次判断基準 の該当 報告事項
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
枠組壁建築 ・枠組壁工事業	92	72	48	96	205	124	過去6年間の年間平均受検申請者数が100名以上のため対象外（H22、H23検討済み）。	
溶射	9	72	82	121	84	114	2作業を隔年実施しており、②50名以上のため対象外。	対象外
防食溶射作業	-	72	-	120	-	114		
肉盛溶射作業	9	-	82	1	84	-		
エーエールシーパネル施工	96	86	86	85	83	-	H23より隔年実施しており、②50名以上のため対象外（H22検討済み）。	対象外
エーエールシーパネル工事業	96	86	86	85	83	-		
縫製機械整備	76	85	83	92	-	78	H23より隔年実施しており、②50名以上のため対象外。	対象外
縫製機械整備作業	76	85	83	92	-	78		
金属溶解	99	46	70	55	43	94		
鋳鉄・エポキシ溶解作業	27	-	-	20	-	-		
鋳鉄誘導炉溶解作業	1	-	70	-	-	94	5作業を3年毎に実施しており、②30名以上のため対象外（作業統合を行い、H26より3作業）。	対象外
鋳鋼アーク炉溶解作業	-	-	-	4	-	-		
鋳鋼誘導炉溶解作業	-	46	-	-	43	-		
鋳鋼アーク炉溶解作業	71	-	-	31	-	-		
軽合金反射炉溶解作業	-	64	-	102	-	109	H22検討会において、H24の受検申請者数が100名以上であれば、隔年での実施を認めることとされているため対象外。	報告事項
ウエルポイント施工	-	64	-	102	-	109		
ウエルポイント工事業	-	64	-	102	-	109		
印章彫刻	31	37	30	-	-	117	H21より3年毎に実施しており、②30名以上のため対象外（H23検討会において、3年毎実施のため、H24の結果を待って検討することとされた。）。	報告事項
木口彫刻作業	31	37	30	-	-	117		
ゴム印刷作業	-	-	-	-	-	-		
陶磁器製造	8	77	16	95	-	16	1作業が当面休止、2作業を3年毎に実施しており、②30名以上のため対象外。	対象外
手ろくろ成形作業	8	-	16	-	-	16		
絵付け作業	-	77	-	95	-	-		
原型製作作業	-	-	-	-	-	-		
木型製作	27	43	42	46	-	-	今年度対象職種。 [平成25年度受検申請者数（速報）66人]	○検討対象
模製製作	27	43	42	46	-	-		
木工機械整備	1	41	42	42	42	-	今年度対象職種。H24検討済み（H25使用に統合後の内容により検討実施予定）。	○検討対象
木工機械調整作業	1	17	-	26	-	-		
木工機械修理作業	-	24	-	16	-	-		
木工機械調整・修理作業	-	35	1	26	-	-	今年度対象職種。H24検討済み（H25使用に統合後の内容により検討実施予定）。	○検討対象
木工機械調整・修理作業	-	35	1	26	-	-		

統廃合等検討対象職種の概要

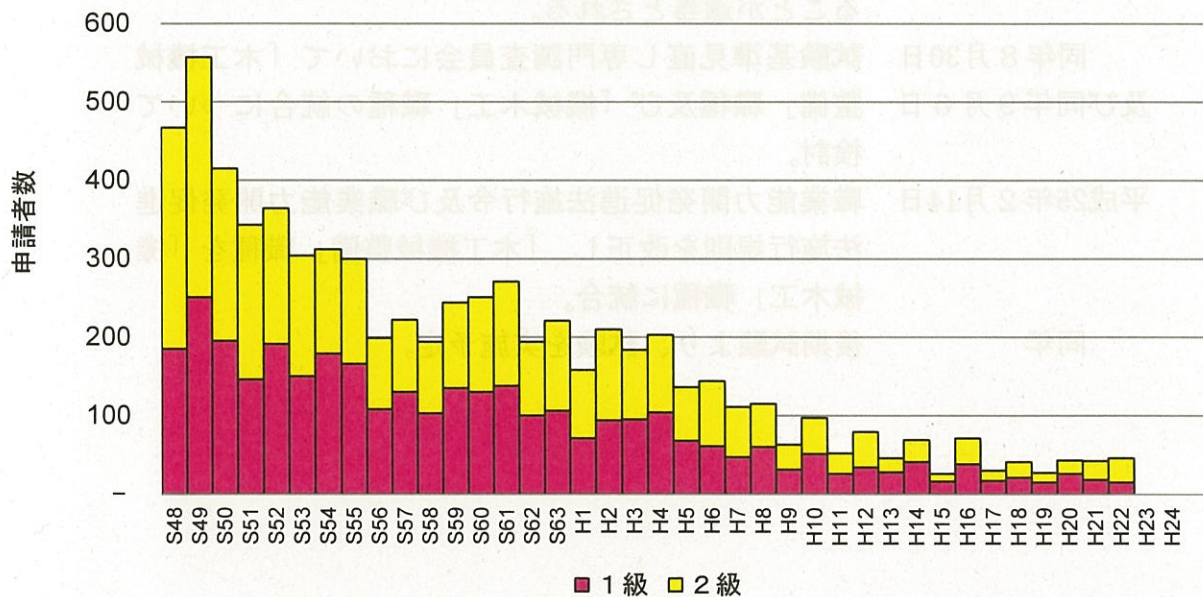
1 本年度の検討対象職種

(1) 木型製作

- ・ 鋳物用の木型を製作する作業

昭和 37 年度に木型工職種が新設され、昭和 44 年度より現在の職種名となった。
昭和 49 年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成 9 年度以降は 100 人を下回る状況が続いている。平成 22 年度から 3 年ごとに試験を実施している。
平成 24 年度までの累計受検申請者数は 13,803 人（1 級 6,659 人、2 級 7,144 人）、累計合格者数は 8,113 人（1 級 3,915 人、2 級 4,198 人）である。

木型製作職種 受検申請者数の推移



カテゴリ	合計	8 割値	統廃合検討対象 職種の評点	8 割比
製造型・生産支援型・生産基盤提供型	46.5	37.2	54.0	○

(2) 機械木工

機械木工職種に係る統合等の経緯は以下のとおり。

- | | |
|---------------------|---|
| 平成21年11月2日 | 第3回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「木工機械整備」職種の統廃合等について検討。 |
| 平成22年9月28日 | 第7回技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、「機械木工」職種の統廃合等について検討。 |
| 同年10月 | 平成21年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「木工機械整備」職種は統廃合とすることが適当とされる。 |
| 平成23年7月 | 平成22年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会報告書において、「機械木工」職種は統廃合とすることが適当とされる。 |
| 同年8月30日
及び同年9月6日 | 試験基準見直し専門調査員会において「木工機械整備」職種及び「機械木工」職種の統合について検討。 |
| 平成25年2月14日 | 職業能力開発促進法施行令及び職業能力開発促進法施行規則を改正し、「木工機械整備」職種を「機械木工」職種に統合。 |
| 同年 | 後期試験より、試験を実施予定。 |

2 昨年度以前の検討会から結論が持ち越しとなっている職種

(1) 枠組壁建築

① 平成22年度検討会において、

- ・ 業界団体による積極的な技能検定の活性化の取組があること
- ・ 受検者数が増加傾向にあること（平成22年度は96名）

から、「平成23年度の実施結果を含めて判断する」という結論となっている。

② 平成24年度検討会において、

- ・ 業界団体による積極的な技能検定の活性化の取組があること
- ・ 受検者数が増加傾向にあること（平成23年度は205名）
- ・ 東日本大震災の影響による社会情勢の急激な変化があったこと

から、「平成24年度の実施結果を含めて判断する」という結論となっている。

③ 当該検討会以降の実施状況

毎年実施となっているが、平成24年度の受検申請者数は124人であり、前年度に続き100人以上であるとともに、6年平均の受検申請者数は100人以上となった。

(2) ウェルポイント施工

① 平成22年度検討会において、

- ・ 受検申請者数が顕著な増加傾向にあること（平成22年度は102名）
- ・ 業界団体による技能検定受検者増加の取組があること

から、「平成24年度の受検申請者数が100人以上であれば、従来どおり、隔年での実施を認める」旨とりまとめられている。

② 平成18年度から隔年毎の実施となっているが、平成24年度の受検申請者数は109人であり、前回（平成22年度）に続き100人以上であった。

但し、6年平均の受検申請者数は46人となった。

(3) 印章彫刻

① 平成24年度以前の検討会における結論

平成24年度検討会において、「平成22年度から3年毎実施で、平成22年度及び23年度は休止されており、6年平均の受検申請者数が減少しているため、平成24年度の実施結果を含めて判断する」という結論となっている。

② 平成22年度から3年毎実施となっているが、平成24年度の受検申請者数は117人であり、6年平均の受検申請者数が30人以上（36人）となった。

平成 22 年度技能検定職種の統廃合に関する検討会報告書（一部抜粋）

平成 23 年 7 月

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、統廃合等検討対象 4 職種に係る都道府県方式による存続の可否について検討した。…（中略）…次回実施する試験の結果も含めて判断するという考え方を新たに盛り込むこととし、以下の結論に達した。

- (1) 枠組壁建築職種は平成 22 年度の受検申請者数が 96 人と増加しており、また、関係業界団体が積極的な受検勧奨に取り組む姿勢を見せていることから、今後の受検申請者数の増加が期待される。このため、平成 23 年度の受検申請者数を含む平成 18 年度～平成 23 年度の平均受検申請者数が 100 人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。
- (2) ウエルポイント職種は受検申請者数が顕著な増加傾向にあり、直近の平成 22 年度は 102 人と 100 人を超えた。また、関係業界団体も受検申請者の増加に向けて取り組む姿勢を見せている。このため、直近 2 年間の受検申請者数がいずれも 100 人超である場合には職種統廃合の検討対象から外すという基本ルールを援用し、次回試験を実施する平成 24 年度の受検申請者数が 100 人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には基本ルールに沿って 3 年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。

（以下省略）

平成 24 年度技能検定職種の統廃合に関する検討会議事録（一部抜粋）

平成 24 年 9 月 14 日

○上席技能検定官（成毛） 印章彫刻につきましては、従前まで年平均 38 人であったところ、実施間隔が平成 22 年度より 3 年ごとの実施ということで、22、23 年度と休止しています。休止していた関係もありまして、6 年平均受検申請者数が徐々に落ちてきて、現在、6 年平均が 25 人となっています。この印章彫刻につきましては、今年、平成 24 年度後期試験の実施であり、休止していたために平均も下がったということです。なので、これにつきましては本年の受検申請者数の実施結果を待って検討することとしたいと考えております。

：

（省略）

：

○北浦座長 平成 23 年度の検討対象職種が、ご説明にありましたように 2 つの職種が残り、印章彫刻については今後の試験を見て考えるということで、今日の対象となるのは枠組壁建築であるということです。それについては、ただいまご説明にありましたが平成 22 年度、平成 23 年度の受検者が連続して増加していることと、ヒアリングの結果、業界団体の努力が窺えるということ。また、そのことによって今後の期待がひとつ見られる。それと、東日本大震災後の特殊事情ということもありますので、総合勘案いたしますと、次回、平成 24 年度の結果を見て判断することが適当だというご判断ですね。ですから今回、統廃合ということについての結論を出すのではなくて、今後の推移を見たいということですが、一応、200 何名というのは大変な努力結果であるのと、業界団体においては、これは副産物かもしれませんが、大変、技能検定を大事にしようというような姿勢が見えるようなヒアリングになっておりますが、そのような努力している姿が大体窺えたことは確認できたのではなかろうかと思っております。そんなことで、平成 24 年度の結果を含めて判断するという結論でよろしいですか。

（異議なし）

○北浦座長 ご異議がなかったということで、そのような取扱いにさせていただきます。

（以下省略）

統廃合等検討対象職種の社会的便益に係る 業界団体へのヒアリング項目

本紙は、平成 21 年度～平成 24 年度に実施した技能検定職種の統廃合等に関する検討会において、検討対象職種となった職種の関係業界団体へのヒアリング項目をまとめたもの。

当該検討会においては、下記の質問事項に基づいて、事務局側が事前に業界団体に対してヒアリングを実施し、それを踏まえて、検討会において専門調査員が業界団体に対して直接ヒアリングする形式となっている。

1 団体・業界の状況について

- (1) 所属企業数（労働者数）の 10 年間の推移
- (2) 所属企業数（労働者数）の業界に占める割合
- (3) 業界の市場規模の変動
- (4) 業界に関する社会情勢の急激な変化等の考慮すべき事項
- (5) その他参考となる事項

2 当該職種の技能検定の活用の現状について

- (1) 業界内での受検勸奨状況
- (2) 業界及び傘下企業における技能検定の活用状況
- (3) 業界及び傘下企業における技能士の活用状況
- (4) 業界内の傘下企業における技能士の処遇状況
- (5) 業界内の傘下企業における当該職種の従事者数に占める技能士の割合
- (6) 当該職種の技能検定が国家検定でなくなった場合の、下記観点からの具体的な弊害
 - ① 各業界、傘下企業、労働者の観点から下記の各事項について
 - a 業界内における円滑な技能継承
 - b 業界内における品質水準の確保
 - c 業界内における統一的な技能評価
 - d 企業の能力開発計画における目標設定
 - e 企業内における社員教育
 - f 企業の若年技能者の確保・定着
 - g 労働者及びその雇用企業に対する、技能士現場常駐制度等の制度上の技能士優遇措置
 - h 労働者の技能者としての自信の形成
 - i 労働者の技能者としてのキャリア形成

② 国家の安心・安全確保等の観点から下記の各事項について

- a 消費者の生活における安心・信頼確保
- b 国家の将来的な伝統産業振興
- c 国家の将来的な国際競争力・技術力維持

3 当該職種の技能検定の問題点、今後の需要及びそれを見込んだ対策について

(1) 当該職種の技能検定の受検申請者数が増加しない要因及びその解消見込み

- ① 当該職種に係る技能を要する対象物（木型）の需要の変動
- ② 当該職種に要する技能の質の変化（自動化等による仕事の変化）
- ③ 当該職種における若年者の新規参入の程度、従業者数の変動
- ④ その他考えられる要因

(2) 当該職種の技能検定の活性化（受検者数増加のための方策）

- ① 業界が予定又は検討している具体的取組み
- ② 上記取組みにより、見込まれる受検者数増加の見込み数

(3) 団体の当該職種の技能検定実施に係る協力内容

(4) 都道府県方式での実施が困難となった場合に指定試験機関となる意思の確認

(5) 職種統合の可能性等について

- ① 当該職種において重要な技能のうち、他の既存の職種でも活用可能と史料されるもの
- ② 既存の技能検定職種のうち、必要な技能が共通している職種
- ③ 当該職種の受検を、代替できる可能性のある他の既存の職種

パブリックコメントのイメージ

技能検定職種の統廃合等に関する意見募集について

平成 25 年 8 月 日
厚生労働省
職業能力開発局
能力評価課

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 44 条に基づき実施される技能検定は、現在 128 職種が実施されています。（別添 1 参照）

技能検定については、平成 20 年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査委員会」を開催し、平成 21 年 1 月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられました。（別添 3 参照）

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行っております。（別添 4 参照）

当該検討会に当たっては、パブリックコメントを行うこととなっており、ついては、平成 25 年度の検討対象職種となっている「木型製作」職種（別添 2 参照）の統廃合等について、広く国民の皆様からご意見を募集いたします。

なお、当該職種の関係業界団体に対してヒアリングを行い、下記のとおり団体からの意見を取りまとめたところですので、ご参照ください。

○ 「木型製作」職種の技能検定協力業界団体からの意見

〔ご意見の提出方法〕

下記の事項を記入のうえ、インターネット、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で、厚生労働省職業能力開発局能力評価課あてに提出してください。

- ①氏名（法人の場合は法人名）
- ②職業
- ③年齢
- ④住所
- ⑤ご意見

※ 個人又は法人の属性に関する情報については、寄せられたご意見とともに公表させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※ ご意見の提出は日本語に限らせていただきます。

※ お寄せいただいたご意見に対して個別には回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

〔宛先〕

インターネットの場合（ここをクリックしてください）

*入力フォームの「※件名」欄に「技能検定職種の統廃合等に関する意見」と入力してください。

ファクシミリの場合

03-3502-8932

厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課

（パブリック・コメントと明示して下さい。）

郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 職業能力開発局 能力評価課

（パブリック・コメントと明示して下さい。）

〔期限〕

平成 25 年 8 月 日（ ） 17 時必着 ※郵送の場合は同日必着

技能検定制度について

1 概要

技能検定制度は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度であり、労働者の技能と地位の向上を図ることを目的に、職業能力開発促進法に基づき行われているものである。

本制度は、昭和34年度から実施され、平成24年度には全国で約75万人の受検申請があり、約28万人が合格している。技能検定制度開始からの累計では、延べ約519万人が技能士となっている。

2 実施内容

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して、実技試験及び学科試験により行っている。

職種は、平成25年4月1日現在128職種である。これらについては、時代のニーズに合ったものとなるよう、職種・作業の新設・統廃合、試験基準の見直し等を毎年行っている。

等級区分は、職種により、①等級に区分するもの（特級、1級、2級、3級、基礎1級及び基礎2級）と、②等級に区分しないもの（単一等級）とがある。

3 実施体制

厚生労働大臣が定める実施計画に基づき、都道府県知事が技能検定を実施し、中央職業能力開発協会が試験問題の作成を行っている。なお、都道府県知事の行う業務のうち、技能検定受検申請書の受付け、試験の実施等の業務は都道府県職業能力開発協会が行っている。

また、ファイナンシャル・プランニング等14職種については、当該職種に関連する民間機関が指定試験機関として指定を受け、技能検定の試験業務を行うこととなっている。

4 技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者に対しては厚生労働大臣名の、その他の等級の技能検定の合格者に対しては都道府県知事名又は指定試験機関名の合格証書が交付される。

技能検定職種一覧表 (128 職種)

平成 25 年 4 月 1 日現在

	技能検定職種
建設関係	造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築戸、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ
窯業・土石関係	陶磁器製造
金属加工関係	金属溶解、鋳造、鍛造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、溶射、金属ばね製造、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、金属材料試験
一般機械器具関係	機械検査、機械保全、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、建設機械整備、農業機械整備、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図
電気・精密機械器具関係	電子回路接続、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、複写機組立て、電気製図
食料品関係	パン製造、菓子製造、製麺、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、みそ製造、酒造
衣服・繊維製品関係	染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、和裁、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製
木材・木製品・紙加工品関係	機械木工、木型製作、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、畳製作、表装
プラスチック製品関係	プラスチック成形、強化プラスチック成形
貴金属・装身具関係	時計修理、貴金属装身具製作
印刷製本関係	製版、印刷、製本
その他	<u>ウェブデザイン</u> 、 <u>キャリア・コンサルティング</u> 、 <u>ピアノ調律</u> 、 <u>ファイナンシャル・プランニング</u> 、 <u>知的財産管理</u> 、 <u>金融窓口サービス</u> 、 <u>着付け</u> 、 <u>レストランサービス</u> 、 <u>ビル設備管理</u> 、 <u>園芸装飾</u> 、 <u>ローブ加工</u> 、 <u>情報配線施工</u> 、 <u>化学分析</u> 、 <u>印章彫刻</u> 、 <u>ガラス用フィルム施工</u> 、 <u>塗料調色</u> 、 <u>義肢・装具製作</u> 、 <u>舞台機構調整</u> 、 <u>工業包装</u> 、 <u>写真</u> 、 <u>調理</u> 、 <u>ビルクリーニング</u> 、 <u>ハウスクリーニング</u> 、 <u>産業洗浄</u> 、 <u>商品装飾展示</u> 、 <u>フラワー装飾</u>

注：下線の 14 職種については、指定試験機関（民間機関）において実施することとなっている。

木型製作職種の概要

・ 鋳物用の木型を製作する作業

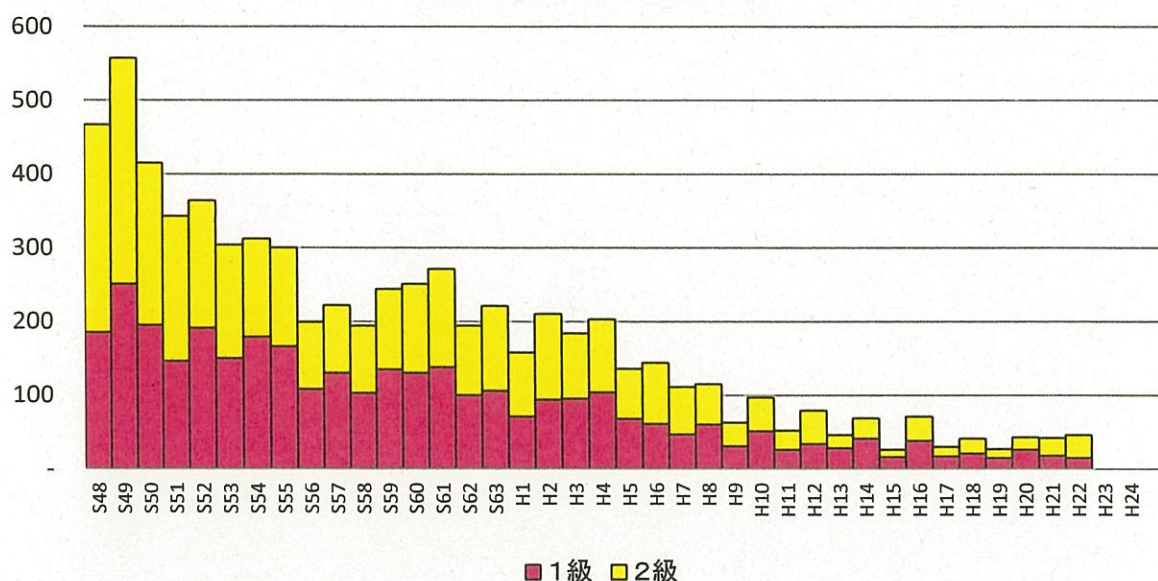
昭和37年度に木型工職種が新設され、昭和44年度より現在の職種名となった。

昭和49年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成9年度以降は100人を下回る状況が続いている。平成22年度から3年ごとに試験を実施している。

平成24年度までの累計受検申請者数は13,803人（1級6,659人、2級7,144人）、累計合格者数は8,113人（1級3,915人、2級4,198人）である。

試験実施状況

木型製作職種 受検申請者数の推移



「木型製作」職種の受検申請者数の推移（過去6年分）

職種統廃合等の検討対象となる判断基準（1次判断基準）

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下のもの。ただし、以下の場合は検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超の場合。
- ② 隔年又は3年毎の実施で、平均受検申請者数が50人又は30人に達する場合。

職種	受検申請者数						平均受検申請者数 (過去6年間)
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
木型製作	27	43	42	46	—	—	26
模型製作作業	27	43	42	46	—	—	

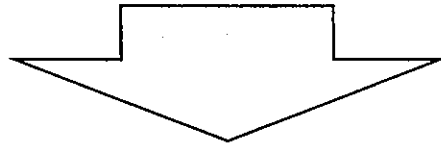
技能検定の職種等の統廃合等について

行政改革の基本方針(平成17年12月24日閣議決定)

既存の職種については、民間の指定試験機関への移行を促進するとともに、経済社会情勢の変化に対応した統廃合を行う。

規制改革推進のための第2次答申(平成19年12月25日規制改革会議)

検定職種の統廃合・新設、民間参入を着実に推進するため、(中略)例えば、受検者数が年間100名以下の検定職種等については廃止する方向で検討を進めることとするなど、定量的な基準を盛り込むべきである。



技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書

(平成21年1月座長北浦正行社会経済生産性本部事務局次長)

1 検討体制

技能検定制度に精通した有識者を構成員とする検討会において毎年度検討することが適当

2 作業計画

前年度までの受検者数実績を基準に統廃合等の検討対象職種を選定し(第1次判断)、当該職種の社会的便益を検討・勘案し(第2次判断)、統廃合の可否について検討することが適当

3 統廃合等の判断基準

検討対象職種の選定(第1次判断)

過去6年間の年間平均受検者数が100人以下。
ただし、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 直近2年間の受検者数がいずれも100人超
- ② 隔年又は3年ごとの実施で、各実施年における受検者数が約100人に達する場合

100人以下
の場合

社会的便益の評価(第2次判断)

①業界、②受検者、③雇用主、④消費者のそれぞれにとっての社会的便益を勘案し、職種存続の適否を判断

※社会的便益を一般指標化し、職種をグループ分けして第2次判断の基準を明確にすることが適当

4 検討過程の客観性・透明性の確保

- ① 第1次判断には、毎年度過去6年間の受検者数を公表することが適当

技能検定職種の統廃合等に関する検討会開催要綱

1 趣旨

技能検定については、平成20年度に「技能検定職種の統廃合等の見直しに関する専門調査員会」を開催し、平成21年1月に、①検定職種の統廃合等に係る検討体制、②統廃合等の作業計画、③統廃合等の判断基準、等を内容とする報告書がとりまとめられたところである。

厚生労働省としては、本報告書に基づき技能検定職種の統廃合等の推進を図るため、学識経験者その他の有識者からなる「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を開催し、必要な検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) 統廃合等を判断する際の社会的便益の評価について
- (2) 職種の統廃合等について
- (3) その他

3 検討会の構成

- (1) 検討会は、職業能力開発専門調査員規程（平成13年1月6日厚生労働省訓第18号）に基づき、厚生労働省職業能力開発局長が委嘱する専門調査員（別紙参照）により構成されるものとする。
- (2) 検討会の座長は参集者の互選により選出するものとする。
- (3) 検討会は、必要に応じて参集者以外の者の意見を聞くことができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省職業能力開発局長が、随時、構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省職業能力開発局能力評価課において行う。

5 会議及び議事録の公開

会議、議事録及び資料を公開とする。

ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により、会議、議事録及び資料を非公開とすることができることとする。

(別紙)

技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

平成 25 年 8 月 9 日

梅津 二郎	職業能力開発総合大学校建築システム工学科 名誉教授
大野 高裕	早稲田大学理工学術院 教授
北浦 正行	公益財団法人日本生産性本部 参事
柴田 裕子	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 革新創造センター 部長
松井 泰則	立教大学 経営学部長
松本 宏行	ものづくり大学製造技能工芸科 准教授
八木澤 徹	株式会社日刊工業新聞 論説委員
和田 正毅	職業能力開発総合大学校能力開発院 基盤ものづくり系（機械加工ユニット） 教授

五十音順・敬称略

職種カテゴリごとの平均評点及び8割値

カテゴリ		合計	8割値
建設型		50.9	40.7
製造型	製品生産型	50.6	40.5
	労働集約型		
	機械化型	46.7	37.4
	整備型	49.1	39.3
生産支援型		46.5	37.2
生産基盤提供型			
工芸型		53.6	42.9
サービス型		52.8	42.2

技能検定の社会的便益に係る調査方法等について

1 アンケート配布数及び回収状況

(1) 配布先の選定

技能検定の社会的便益に係るアンケート調査は、都道府県方式で実施している技能検定職種(全 125 職種)の協力団体(主として技能検定試験問題の作成に協力いただいている団体。以下「協力団体」という。)に対して、調査票(別添参照)を配布することにより実施した。

なお、作業を効率的に進めるため、配布先は以下の方針により絞り込みを行った。

ア 複数の職種に関与する協力団体への調査数の上限は、3 職種とする。

イ 複数の協力団体がある職種への調査数の上限は、5 団体とする。

ウ 協力団体との間で職種廃止への合意を既に取り付けているスレート施工、漆器製造、ファインセラミックス製品製造の 3 職種は、今回の調査対象とはしない。



上記方針により、122 職種 262 団体に対して調査票を配布

(2) 調査票の回収

平成 21 年 10 月 28 日までに 118 職種 175 団体(回収率 67%)から回答を得た。

なお、築炉、テクニカルイラストレーション、舞台機構調整及び化学分析の 4 職種については、回答が得られなかった。

2 回答の集計方針

回収したアンケート調査票は、以下の考え方に基づいて点数化の上、集計を行った。

(1) 個別の回答に対し、以下の配点を行う。

ア 回答肢が ABCDE の 5 項目である設問 : A=5 点、B=4 点、C=3 点、D=2 点、E=1 点

イ 回答肢が AB の 2 項目である設問 : A=5 点、B=1 点

ウ 回答が空欄である設問 : 計算からは除外する(ゼロ扱いではない)

(2) 同一の職種に複数団体から回答を得た場合は、その平均値をもって当該職種の点数とする。

(3) 問 1 の得点に対し、問 3 の回答を踏まえた補正を行う。

ア 設問ごとに、カテゴリ別の平均値と標準偏差(σ)を算出する。

イ 問 3 の点数がカテゴリ別の「平均値 -2σ 」を下回る場合は 2 点、「平均値 $-\sigma$ 」を下回る場合は 1 点を、問 1 の点数から減ずる。

(4) 補正後の点数の合計値をもって、カテゴリごとの平均値の 8 割値と比較する。

3 社会的便益 12 項目のウエイト付け評価について

社会的便益の 12 項目の得点を 100 点満点に換算し、ウエイト付けの評価を行った。

別添

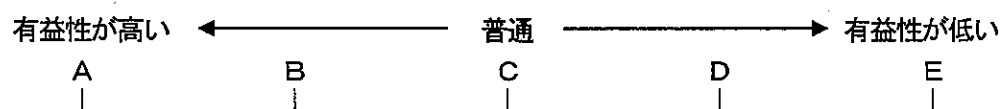
社会的便益に係る調査票（技能検定の全協力団体あて）

団 体 名		電話番号	
ご担当者名		FAX番号	

問1～4について、お答えください。

問1 ○○職種の技能検定（外国人技能実習生向けの基礎2級等の試験は除く。以下同じ。）
 に関し、次の9項目について、その有益性の程度を以下の採点基準（記号A～E）の中から当てはまるものについて採点表の評価欄へご記入をお願いします。
 （技能検定の等級によって回答が異なる場合は、1級について回答の上、他の級については問2に記入して下さい。）

<採点基準>



<採点表>

項目		評価
業界に とっての 便益	① 業界における円滑な技能継承のため	
	② 業界において、一定水準の品質を持つ製品を安定に供給するため（製品の製造過程で必要とされる部品、材料、原型、サービスなどの供給を含める。）	
	③ 業界内の統一的な技能評価のため	
企業に とっての 便益	④ 企業の能力開発計画における目標設定のため	
	⑤ 企業内における社員教育のため	
	⑥ 企業の若手技能者の確保・定着のため	
受検者に とっての 便益	⑦ 技能士現場常駐制度や他資格の受験資格付与などの技能士優遇措置のため	
	⑧ 受検者が技能者としての自信を形成するため （例：自分の技能を磨くため など）	
	⑨ 受検者が技能者としてのキャリア形成の一環に利用するため （例：転職に役立てる、昇級の目標設定にする など）	

問2 ○○職種に関し、上記項目以外に、技能検定の有益性の高い事項がありましたら、ご記入ください。

--

問3 ○○職種の技能検定について、A～Eのうち当てはまるものに○をつけて下さい。

(1) 貴団体の会員企業において、技能継承に技能検定はどの程度活用されていますか。

ほぼ全ての企業で 活用している	7～8割の企業で 活用している	4～6割の企業で 活用している	2～3割の企業で 活用している	活用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(2) 貴団体の会員企業において、一定水準の品質を持つ製品を安定に供給するために、技能検定はどの程度利用されていますか。(製品の製造過程で必要とされる部品、材料、原型などの供給を含める。)

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(3) 貴団体の会員企業において、業界内の統一的な技能評価として、技能検定はどの程度関係していますか。

全国規模の技能評価に関係している。	グループ企業の技能評価に関係している
A	B

(4) 貴団体の会員企業において、企業の能力開発計画における目標設定として、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(5) 貴団体の会員企業において、企業内における社員教育に、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(6) 貴団体の会員企業において、企業の若手技能者の確保・定着の手段として、技能検定はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で 利用している	7～8割の企業で 利用している	4～6割の企業で 利用している	2～3割の企業で 利用している	利用している企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(7) 技能士現場常駐制度や他資格の受験資格付与などの公的な技能士優遇措置はありますか。

優遇措置がある	優遇措置は特にない
A	B

(8) 貴団体の会員企業において、技能検定合格者に対して、手当・賞与、昇級などの処遇における優遇措置はどの程度設定されていますか。

ほぼ全ての企業に ある	7～8割の企業に ある	4～6割の企業に ある	2～3割の企業に ある	該当する企業は ほぼない
A	B	C	D	E

(9) 貴団体の会員企業に所属する労働者のうち、技能検定合格の資格をお持ちの方はどの程度を占めていますか。

ほぼ全ての労働者が保有している	7～8割の労働者が保有している	4～6割の労働者が保有している	2～3割の労働者が保有している	ほとんどの労働者が保有していない
A	B	C	D	E

(10) 貴団体の会員企業に所属する労働者で、技能検定を受検されている方のうち、「自発的」に受検された方はどの程度を占めていますか。

ほぼ全ての受検者	7～8割の受検者	4～6割の受検者	2～3割の受検者	ほとんどいない
A	B	C	D	E

(11) 貴団体の会員企業において、社内での昇級の指標として技能検定合格の資格はどの程度利用されていますか。

ほぼ全ての企業で利用している	7～8割の企業で利用している	4～6割の企業で利用している	2～3割の企業で利用している	利用している企業はほぼない
A	B	C	D	E

(12) 貴団体の会員企業において、熟練技能労働者の転職者の採用に、技能検定合格の資格はどの程度考慮されていますか。

ほぼ全ての企業で考慮している	7～8割の企業で考慮している	4～6割の企業で考慮している	2～3割の企業で考慮している	考慮している企業はほぼない
A	B	C	D	E

問4 我が国の安心・安全と安定した発展を確保するための観点から、〇〇職種の技能検定の有効性について当てはまる数字に○をつけて下さい。

(1) 消費者・国民の生活にとっての安心や信頼の確保のために、技能検定はどの程度有効とされますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

(2) 国の伝統産業の振興の将来性について、技能検定が存在することは、どの程度有効とされますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

(3) 国の将来的な国際競争力・技術レベルの維持のために、技能検定が存在することはどの程度有効とされますか。

非常に有効である	ある程度有効である	どちらでもない	あまり有効でない	有効でない
A	B	C	D	E

ご協力ありがとうございました。

技能検定の職種統廃合の状況について(～平成24年度実施の検討会分)

年度	検討会統廃合職種(検討会実施時点)	検討された職種(報告時点)	施行した職種(施行時点)
21年度	漆器製造(業界団体と廃止の方向で調整済みのため除外)		
	ワイヤセミア製品製造(業界団体と廃止の方向で調整済みのため除外)		
	コンクリート積みブロック		
	製材のこ目立て		
	金属研磨仕上げ		
	竹工芸		
	ガラス製品製造		
	れんが積み		
	建築図面製図		
	木工機械整備		
	エーエルシーハネル施工(30人以上のため除外)		
	枠組壁建築(30人以上のため除外)		
	縫製機械整備(30人以上のため除外)		
22年度	木型製作(30人以上のため除外)		
	印章彫刻(30人以上のため除外)		
	機械木工(30人以上のため除外)		
	陶磁器製造(30人以上のため除外)		
		漆器製造(廃止。政令改正)→平成23年度試験から反映	
		ワイヤセミア製品製造(廃止。政令改正)→平成23年度試験から反映	
		コンクリート積みブロック(廃止又は統合)	
		製材のこ目立て(廃止又は統合)	
		金属研磨仕上げ(廃止又は統合)	
		竹工芸(廃止又は統合)	
		ガラス製品製造(廃止又は統合)	
		れんが積み(廃止又は統合)	
23年度	建築図面製図(廃止又は統合)		
	木工機械整備(廃止又は統合)		
	枠組壁建築		
	ウェルポイント		
	エーエルシーハネル施工		
	機械木工		
		コンクリート積みブロック(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映	
		製材のこ目立て(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映	
		金属研磨仕上げ(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映	
		竹工芸(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映	
		ガラス製品製造(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映	
		れんが積み(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映	
		建築図面製図(廃止。政令改正)→平成24年度試験から反映	
24年度	枠組壁建築(H22検討会報告に基づき、H23年度実施結果により判断)	(枠組壁建築(H23年度での6年平均により、実施間隔を判断))	
		(ウェルポイント(H24年度実施結果により、実施間隔を判断))	
		エーエルシーハネル施工(隔年実施又は指定試験期間化)	(エーエルシーハネル施工(H23より隔年実施))
	機械木工(廃止又は統合)		
	枠組壁建築(H24の実施結果も含めて判断)		
24年度	印章彫刻(3年毎実施であり、6年平均が下がっているため、H24の実施結果を見て判断)		
		木工機械整備(機械木工と統合。政令改正)→平成25年度試験から反映	
		機械木工(木工機械整備と統合。政令改正)→平成25年度試験から反映	

○ 各年度の検討会では、その前年度までの実施結果を基に検討を行っている。
 ○ 22年度実施の検討会では、6年平均受検申請者数が30人以下の職種を、23年度実施の検討会では、6年平均受検申請者数が50人以下の職種を対象とするなど、段階的に検討対象の規模を引き上げていくことが適当とされている(H21.11「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」)。

技能検定職種数の推移（過去10年＋予定）

	新設	統廃合	増減	累計 (カッコ内は都道府県方式の職種数)
平成14年度	④ (ファイナンシャル・プランニング、金融 窓口サービス、レストランサービス、ガラ ス用フィルム施工)	—	4	137 (131)
平成15年度	—	—	—	137 (131)
平成16年度	① (情報配線施工)	① (眼鏡レンズ加工)	—	137 (131)
平成17年度	—	—	—	137 (129)
平成18年度	—	—	—	137 (129)
平成19年度	② (ウェブデザイン、知的財産管理※)	③ (家庭用電気治療器調整、ほうろう加工、 浴槽設備施工：いずれも廃止)	▲ 1	137 (129)
平成20年度	① (キャリア・コンサルティング)	① (工業彫刻：機械加工へ統合)	—	136 (126)
平成21年度	① (着付け)	① (スレート施工：廃止)	—	136 (125)
平成22年度	② (ピアノ調律、ハウスクリーニング)	② (ワイヤミックス製品製造、漆器製造： いずれも廃止)	—	136 (124)
平成23年度	—	⑦ (金属研磨仕上げ、製材のこ目立て、 竹工芸、ガラス製品製造、れんが積み、 コンクリート積みブロック施工、 建築図面製作：いずれも廃止)	▲ 7	136 (122)
平成24年度	—	① (木工機械整備：機械木工に統合)	▲ 1	129 (115)
平成25年度 (予定)	—	—	—	128 (114)

※ 新設職種は、いずれも指定試験機関方式の職種 統廃合職種は、いずれも都道府県機関方式の職種

※ ○で囲った数字は、当該年度に施行、同年度の試験実施計画に反映されているもの（平成19年度の知的財産管理のみ、次年度からの反映。）

□で囲った数字は、翌年度の試験実施計画に反映されているもの。

技能検定の作業の統廃合等について

資料2-1

作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準

(H24. 11. 13技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

技能検定の作業の統廃合等に係る検討対象は、作業の6年平均受検申請者数が下表の基準を下回ったものとする。

ただし、検討対象を選定は、最左列の「優先順位」の順とする。

優先 順位	実施頻度	当該作業が含まれる職種の作業数		
		1 作業	2 作業	3 作業以上
1	毎年	29人以下	14人以下	8人以下
	隔年			
	3年毎			
2	毎年	100人以下	50人以下	30人以下
	隔年	49人以下	24人以下	14人以下
	3年毎	29人以下	14人以下	8人以下
3	当面休止 又は 不定期実施	受検申請者数に関する規定なし		

作業の統廃合等に係る検討体制及び検討内容

(H24. 11. 13技能検定職種の統廃合等に関する検討会)

検討対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査委員会を設置し、技能検定の活性化を図る施策を含め以下の観点から検討を行う。

- (1) 試験内容の妥当性について
- (2) 関係業界の取組みについて
- (3) 社会的便益の状況について
- (4) 試験実施間隔の見直しについて

上記観点からの検討の後、必要な取組みを促し、3年間程度は改善状況について情報収集。改善が見込めなければ、再度当該作業の統廃合等について、必要に応じて職業能力開発専門調査委員会での検討。



平成25年度 技能検定の作業の統廃合等の検討対象

- 手ろくろ成形作業（陶磁器製造職種・6年平均受検申請者数6.7人）
- ラップ盤作業（機械加工職種・6年平均受検申請者数7.7人）
- 紳士既製服型紙製作作業（紳士服製造職種・6年平均受検申請者数8.0人）
- 化学洗浄作業（産業洗浄職種・6年平均受検申請者数10.5人）
- 超硬刃物研磨作業（切削工具研削職種・6年平均受検申請者数14.0人）
- 模型製作作業（木型製作職種※・6年平均受検申請者数26.3人）

※ 平成25年度職種統廃合等の検討対象職種

技能検定制度における作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準等について

平成 24 年 11 月 13 日
技能検定職種の統廃合等に関する検討会

1 趣旨

- (1) 技能検定は、労働者の技能向上の目標や企業内の人材育成のツールとして、基幹産業の発展に貢献してきたところであるが、引き続きこの制度の安定的な運営を図るためには変化する産業動向に適合したものとする必要がある。
- (2) こうした中で、平成 23 年 10 月の総務省「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査の結果（勧告）」において、技能検定制度等に対して「受験者数が少なくなっている資格について、その必要性等を再度検討し、廃止、類似する他の資格との統合等を含めその在り方を見直すこと。」との指摘がなされたところである。
- (3) このため、技能検定試験について関係者の意見を踏まえ、必要な基盤となる技能と技術革新とが整合した見直しを定期的に行うことが重要であり、これまで技能検定職種の統廃合等の検討が進められてきたところであるが、更に技能検定試験の実施単位である作業についても、受験者数の少ない技能検定作業を対象に、計画的な検証を行い、必要な見直しを行う必要がある。
- (4) 具体的には、見直しの進め方として、まず、試験内容の妥当性、技能検定活用への業界の取組等の技能検定の活性化のための取組を優先して、検討及び実施することとし、そのような検討を行っても受験者数が増加しない作業については、他の作業との統合あるいは作業の廃止の検討を行う。
- (5) なお、検討に当たっては、対象となる作業分野に係る専門家により、既存作業との類似性や関係等技術的な側面を踏まえて実施する必要がある。

2 作業の統廃合等の検討対象の選定基準

全ての作業について検証を行い、必要な見直しを行うことが望ましいが、対象数が膨大であり、変化する産業動向や作業現場の実態への対応や見直しの効率性の観点から、優先順位を明確にする必要がある。このため、前掲の総務省勧告も踏まえ、受験者数の少ない作業を検討対象とすることとし、以下の基準により選定すべきである。

なお、検討対象としては、下記の（１）～（３）の各々の③に該当する過去 6 年間の 1 作業当たりの年間平均受験申請者数（以下、「平均受験申請者数」という。）であるにも関わらず、「当面休止又は不定期実施」となっていないものを優先するとともに、順次「当面休止又は不定期実施」となっているものについても検討対象とする。

(1) 1 職種 1 作業の場合

平均受験申請者数 100 人以下（直近 2 実施年の受験申請者数がいずれも 100

人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 50 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 30 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 29 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの
注 「不定期実施」とは、受検申請者数の減少により、定期的な実施が行われず 3 年を超える間隔で実施されているもの

(2) 1 職種 2 作業の場合 ($100 \div 2 \rightarrow 50$)

平均受検申請者数 50 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 50 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 25 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 15 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 14 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの

(3) 1 職種 3 作業以上の場合 ($100 \div 3 \rightarrow 30$)

平均受検申請者数 30 人以下 (直近 2 実施年の受検申請者数がいずれも 30 人を超えているものを除く)。

但し、以下の場合には検討対象から除外。

- ① 平均受検申請者数 15 人以上で、隔年毎の実施であるもの
- ② 平均受検申請者数 9 人以上で、3 年毎の実施であるもの
- ③ 平均受検申請者数 8 人以下で、当面休止又は不定期実施であるもの

3 検討体制及び検討内容

対象となった作業については、職種ごとに職業能力開発専門調査員会を設置し、技能検定の活性化を図るための施策も含め、次の観点から作業の実態を踏まえて検討を行う。

- ① 試験内容の妥当性
 - ・ 事業所現場における技能の実態の把握
 - ・ 事業所現場における技術革新の進展に伴い求められる技能の変化状況
 - ・ 他の作業との技能の重複状況
 - ・ 出題範囲「試験科目及びその範囲並びにその細目」の見直し
- ② 関係業界の取組
 - ・ 業界内での技能士の評価及び活用の状況
 - ・ 技能士資格取得による労働者のメリットの状況
 - ・ 技能士雇用による企業のメリットの状況
 - ・ 技能士養成の教育訓練の取組状況
- ③ 社会的便益の状況

- ・社会的ニーズの状況、必要性の状況
- ・残していかなければならない技能の検討

④ 試験実施間隔の見直し

- ・受検者数に応じた試験実施間隔の検討（一部等級のみの実施を含む）

これらの検討の結果を踏まえ、必要な取り組みを促すこととするが、毎年、関係業界等の取組状況や技能検定試験への需要等について情報収集を3年間程度行ったうえでも受検申請者増が見込めないと判断される場合には、必要に応じて改めて職種ごとの職業能力開発専門調査員会で他の作業との統合、作業の廃止の観点から検討を行う。

資料 2 - 3

技能検定作業別受検申請者数の推移(過去6年分)

優先 順位	作業名	職種名	受検申請者数						6年平均	作業数	実施間隔	備考	直近の 実施年度
			H19	H20	H21	H22	H23	H24					
1	数値制御ルータ作業	機械木工	-	35	1	26	-	-	10	1	隔年	※H25.2職種統合	H22
1	鋳鉄キュボラ溶解作業	金属溶解	27	-	-	20	-	-	8	5	3年毎	※H26.4作業統合	H22
1	木工機械調整作業	木工機械整備	1	17	-	26	-	-	7	2	隔年	※H25.2職種統合	H22
1	木工機械修理作業	木工機械整備	-	24	-	16	-	-	7	2	統合	※H25.2職種統合	H22
1	数値制御平面研削盤作業	機械加工	-	-	2	6	4	7	3	24	毎年	※H20作業追加	H24
1	数値制御円筒研削盤作業	機械加工	-	-	3	8	1	5	3	24	毎年	※H20作業追加	H24
2	数値制御ホブ盤作業	機械加工	-	-	13	26	33	39	19	24	毎年	※H20作業追加	H24
3	肖像写真銀塩作業	写真	61	23	13	14	-	-	19	3	不定期		H22
3	形彫り放電加工作業	放電加工	1	3	20	1	-	45	12	3	不定期		H24
3	紳士注文服製作作業	紳士服製造	12	-	-	7	-	3	4	4	不定期		H24
3	立旋盤作業	機械加工	1	1	1	8	2	2	3	24	不定期		H24
3	構造物現図作業	鉄工	-	-	12	-	-	-	2	3	不定期		H21
3	かさ歯車歯切り盤作業	機械加工	-	-	-	4	-	-	1	24	不定期		H22
3	鋳鋼アーク炉溶解作業	金属溶解	-	-	-	4	-	-	1	5	不定期	※H26.4作業統合	H22
3	原動機整備作業	鉄道車両製造・整備	-	1	1	-	-	-	0	8	不定期		H21
3	歯車形削り盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	-	24	不定期		H18
3	ゴム印彫刻作業	印章彫刻	-	-	-	-	-	-	-	2	不定期		H18
3	けがき作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	-	24	不定期		H16
3	型紙なせん作業	染色	-	-	-	-	-	-	-	5	不定期		H16
3	自由鍛造作業	鍛造	-	-	-	-	-	-	-	3	不定期		H12
3	原型製作作業	陶磁器製造	-	-	-	-	-	-	-	3	不定期		H12
3	衛生白衣製造作業	布はく縫製	-	-	-	-	-	-	-	2	不定期		H12
3	広告面プラスチック仕上げ作業	広告美術仕上げ	-	-	-	-	-	-	-	3	不定期		H11
3	ホーニング盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	-	24	不定期		H11
3	ブローチ盤作業	機械加工	-	-	-	-	-	-	-	24	不定期		H8
3	スクリーンなせん作業	染色	-	-	-	-	-	-	-	5	不定期		H7

技能検定の作業統廃合の状況について(平成19年度～24年度)

参考2-1

年度	専門調査会での検討職種・作業	公布職種・作業	
19年度		機械加工・普通旋盤作業→平成20年度試験から反映	統合
		機械加工・外珪盤作業→平成20年度試験から反映	
		機械加工・形削り盤作業→平成20年度試験から反映	
		機械加工・立削り盤作業→平成20年度試験から反映	
		機械加工・平削り盤作業→平成20年度試験から反映	
		機械加工・貼箱製造・貼箱製造作業→平成20年度試験から反映	
20年度	紙器・タンホール箱製造・簡易箱製造作業	紙器・タンホール箱製造・簡易箱製造作業→平成20年度試験から反映	統合
	紙器・タンホール箱製造・簡易箱製造作業	紙器・タンホール箱製造・簡易箱製造作業→平成20年度試験から反映	
	テクニカルイラストレーション・立体図作成作業	テクニカルイラストレーション・立体図作成作業→平成20年度試験から反映	
	テクニカルイラストレーション・立体図仕上げ作業	テクニカルイラストレーション・立体図仕上げ作業→平成20年度試験から反映	
	テクニカルイラストレーション・テクニカルイラストレーション作業	テクニカルイラストレーション・テクニカルイラストレーション作業→平成20年度試験から反映	
21年度	製版・電子製版CEPS作業	製版・電子製版CEPS作業→平成22年度から反映	廃止
	製版・プロセス製版ガラスキヤ作業	製版・プロセス製版ガラスキヤ作業→平成22年度から反映	
	製版・プロセス製版校正作業	製版・プロセス製版校正作業→平成22年度から反映	
22年度	ニッ製品製造・横編みニッ製造作業	ニッ製品製造・横編みニッ製造作業→平成23年度試験から反映	廃止
	ニッ製品製造・横編みニッ縫製作業	ニッ製品製造・横編みニッ縫製作業→平成23年度試験から反映	
	ニッ製品製造・丸編みニッ・たて編みニッ製造作業	ニッ製品製造・丸編みニッ・たて編みニッ製造作業→平成23年度試験から反映	
23年度	製本・書籍製本作業	製本・書籍製本作業→平成24年度試験から反映	統合
	製本・雑誌製本作業	製本・雑誌製本作業→平成24年度試験から反映	
	製本・商業印刷物製本作業	製本・商業印刷物製本作業→平成24年度試験から反映	
	機械加工・工業彫刻作業	機械加工・工業彫刻作業→平成24年度試験から反映	
24年度	金属溶解・鋳鉄キョウラ溶解作業	金属溶解・鋳鉄キョウラ溶解作業→平成26年度試験から反映	統合
	金属溶解・鋳鉄誘導炉溶解作業	金属溶解・鋳鉄誘導炉溶解作業→平成26年度試験から反映	
	金属溶解・鋳鋼アーク炉溶解作業	金属溶解・鋳鋼アーク炉溶解作業→平成26年度試験から反映	
	金属溶解・鋳鋼誘導炉溶解作業	金属溶解・鋳鋼誘導炉溶解作業→平成26年度試験から反映	
	金属溶解・軽合金反射炉溶解作業	金属溶解・軽合金反射炉溶解作業→平成26年度試験から反映	
	鑄造・鋳鉄鑄物鑄造作業		
	鑄造・鋳鋼鑄物鑄造作業		
24年度	鑄造・銅合金鑄物鑄造作業	鑄造・銅合金鑄物鑄造作業→平成26年度試験から反映	統合
	鑄造・軽合金鑄物鑄造作業	鑄造・軽合金鑄物鑄造作業→平成26年度試験から反映	

技能検定の職種（作業）、等級及び対象とする技能の内容

参考3-1

技能検定職種 （※1）	選択作業	等級区分						対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	外国人技能実 習生向け3級、 基礎1,2級 （※2）	
1 ウェブデザイン *	ウェブサイト構築作業		○		○			ウェブサイトのデザインに必要な技能
2 キャリア・コンサルティング *	キャリア・コンサルティング作業		○					個人の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談その他の支援を行うために必要な技能
3 ピアノ調律 *	ピアノ調律作業		○		○			ピアノの音階を作る調律、鍵盤タッチを整える整調及びピアノの修理に必要な技能
4 ファイナンシャル・プランニング *	資産相談業務		○					顧客の資産に応じた貯蓄・投資等のプランの立案・相談に必要な技能
	資産設計提案業務		○	○	○			
	個人資産相談業務			○	○			
	中小事業主資産相談業務			○				
	生保顧客資産相談業務			○				
	損保顧客資産相談業務			○				
5 知的財産管理 *	特許専門業務		○					知的財産の創造、保護及び活用を目的として、その管理に必要な技能
	コンテンツ専門業務		○					
	管理業務			○	○			
6 金融窓口サービス *	テラー業務		○		○			金融機関における窓口業務に必要な技能
	金融商品コンサルティング業務		○		○			
7 着付け *	着付け作業		○					顧客に着物を着付けるために必要な技能
8 レストランサービス *	レストランサービス作業		○		○			レストランサービスに必要な技能
9 ビル設備管理 *	ビル設備管理作業		○					ビル設備の運転監視・点検等に必要な技能
10 園芸装飾	室内園芸装飾作業		○		○			観賞用植物による装飾及びその維持管理に必要な技能
11 造園	造園工事作業		○		○			造園の設計図に基づく造園工事の施工に必要な技能
12 さく井	パーカッション式さく井工事作業		○				○	さく井工事の施工に必要な技能
	ロータリー式さく井工事作業		○				○	
13 金属溶解	鋳鉄キュボラ溶解作業		○					金属の溶解に必要な技能
	鋳鉄誘導炉溶解作業		○					
	鋳鋼アーク炉溶解作業		○					
	鋳鋼誘導炉溶解作業		○					
	軽合金反射炉溶解作業		○					
14 鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業		○		○		○	鋳物製造工程における造型及び鋳込みに必要な技能
	鋳鋼鋳物鋳造作業	○	○					
	銅合金鋳物鋳造作業		○				○	
	軽合金鋳物鋳造作業		○				○	
15 鍛造	自由鍛造作業		○					鍛工品の製作及び製造に必要な技能
	ハンマ型鍛造作業		○				○	
	プレス型鍛造作業		○				○	
16 金属熱処理	一般熱処理作業		○		○			金属の熱処理に必要な技能
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業	○	○		○			
	高周波・炎熱処理作業		○		○			
17 粉末冶金	成形・再圧縮作業		○					焼結機械部品及び焼結合油軸受の製造に必要な技能
	焼結作業		○					
18 機械加工	普通旋盤作業		○		○		○	工作機械による金属等の切削加工、研削加工、けがき等に必要な技能
	数値制御旋盤作業		○		○			
	立旋盤作業		○					
	フライス盤作業		○		○		○	
	数値制御フライス盤作業		○					
	ブローチ盤作業		○					
	ボール盤作業		○					
	数値制御ボール盤作業		○					
	横中ぐり盤作業	○	○					
	ジグ中ぐり盤作業		○					
	平面研削盤作業		○		○			
	数値制御平面研削盤作業		○					
	円筒研削盤作業		○					
	数値制御円筒研削盤作業		○					
	心無し研削盤作業		○					
	ホブ盤作業		○					
	数値制御ホブ盤作業		○					

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分						対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	外国人技能実 習生向け3級、 基礎1,2級 (※2)	
18 機械加工 (続き)	歯車形削り盤作業		○					
	かさ歯車歯切り盤作業		○					
	ラップ盤作業		○					
	ホーニング盤作業	○	○					
	マシニングセンタ作業		○	○				
	精密器具製作作業		○					
	けがき作業		○	○				
19 放電加工	形彫り放電加工作業		○					放電加工機による金属の加工に必要な技能
	数値制御形彫り放電加工作業	○	○					
	ワイヤ放電加工作業		○					
20 金型製作	プレス金型製作作業	○	○					金型の製作に必要な技能
	プラスチック成形用金型製作作業		○					
21 金属プレス加工	金属プレス作業	○	○				○	プレス機械による金属薄板の加工に必要な技能
22 鉄工	製缶作業		○					鉄鋼材の加工、取付け及び組立て並びに現図製作に必要な技能
	構造物鉄工作業		○				○	
	構造物現図作業		○					
23 建築板金	内外装板金作業		○	○				建築板金工事の施工に必要な技能
	ダクト板金作業		○				○	
24 工場板金	曲げ板金作業		○	○				金属薄板の加工及び組立てに必要な技能
	打出し板金作業	○	○	○				
	機械板金作業		○	○			○	
	数値制御タレットパンチプレス板金作業		○					
25 めっき	電気めっき作業	○	○	○			○	めっきに必要な技能
	溶融亜鉛めっき作業		○				○	
26 アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業		○				○	アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化処理に必要な技能
27 溶射	防食溶射作業					○		溶射に必要な技能
	肉盛溶射作業					○		
28 金属ばね製造	線ばね製造作業		○					線ばね及び薄板ばねの製造に必要な技能
	薄板ばね製造作業		○					
29 ロープ加工	ロープ加工作業		○					ロープの加工に必要な技能
30 仕上げ	治工具仕上げ作業		○				○	手工具及び工作機械による機械部品の仕上げ及び組立てに必要な技能
	金型仕上げ作業	○	○				○	
	機械組立仕上げ作業		○	○			○	
31 切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業		○					切削工具の研削、研磨に必要な技能
	超硬刃物研磨作業		○					
32 機械検査	機械検査作業	○	○	○			○	機械の部品及び作動機構の検査に必要な技能
33 ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業	○	○				○	ダイカスト盤による製品の製造に必要な技能
	コールドチャンパダイカスト作業		○				○	
34 機械保全	機械系保全作業		○	○			○	機械の保全に必要な技能
	電気系保全作業	○	○	○				
	故障診断作業		○					
35 電子回路接続	電子回路接続作業					○		電子回路における部品の接続に必要な技能
36 電子機器組立て	電子機器組立て作業	○	○	○			○	電子機器の組立て及びこれに伴う修理に必要な技能
37 電気機器組立て	回転電機組立て作業		○				○	電気機器の組立て及びこれに伴う修理に必要な技能
	変圧器組立て作業		○				○	
	配電盤・制御盤組立て作業	○	○	○			○	
	開閉制御器具組立て作業		○				○	
	回転電機巻線製作作業		○				○	
	シーケンス制御作業		○	○				
38 半導体製品製造	集積回路チップ製造作業	○	○					半導体製品の製造に必要な技能
	集積回路組立て作業		○					
39 プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	○	○	○			○	半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板の製造に必要な技能
	プリント配線板製造作業		○	○			○	
40 自動販売機調整	自動販売機調整作業	○	○					自動販売機の調整に必要な技能
41 産業車両整備	産業車両整備作業		○					産業車両の整備に必要な技能
42 鉄道車両製造・整備	機器ぎ装作業		○					鉄道車両の製造及び整備に必要な技能
	内部ぎ装作業		○					
	配管ぎ装作業		○					
	電気ぎ装作業		○					
	鉄道車両現図作業		○					
	走行装置整備作業		○					
	原動機整備作業		○					
	鉄道車両点検・調整作業		○					

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分					対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	
43 時計修理	時計修理作業		○	○			時計の修理に必要な技能
44 光学機器製造	光学ガラス研磨作業	○	○				光学機器の製造に必要な技能
	光学機器組立て作業		○				
45 複写機組立て	複写機組立て作業		○				複写機の組立て及び調整に必要な技能
46 内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	○	○	○			内燃機関の製造工程における組立て及び調整に必要な技能
47 空気圧装置組立て	空気圧装置組立て作業	○	○				空気圧装置の組立て、保全に必要な技能
48 油圧装置調整	油圧装置調整作業	○	○				油圧装置の据付け、運転整備、保守管理及び調整に必要な技能
49 縫製機械整備	縫製機械整備作業		○				縫製機械の整備に必要な技能
50 建設機械整備	建設機械整備作業	○	○				建設機械の整備に必要な技能
51 農業機械整備	農業機械整備作業		○				農業機械の整備に必要な技能
52 冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業		○	○		○	冷凍、冷却及び空気調和機器の据付け及び整備に必要な技能
53 染色	糸浸染作業		○			○	繊維品の染色及び染色補正に必要な技能
	織物・ニット浸染作業		○			○	
	型紙なせん作業		○				
	スクリーンなせん作業		○				
	染色補正作業		○				
54 ニット製品製造	丸編みニット製造作業		○			○	ニット製品の製造に必要な技能
	靴下製造作業		○			○	
55 婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業		○				婦人、子供服の製造に必要な技能 (※全作業を包含する作業)
	婦人子供既製服パターンメイキング作業	○	○				
	婦人子供既製服縫製作業		○				
	婦人子供既製服製造作業※					○	
56 紳士服製造	紳士注文服製作作業		○				紳士服の製造に必要な技能 (※全作業を包含する作業)
	紳士既製服型紙製作作業	○	○				
	紳士既製服縫製作業		○				
	紳士既製服製造作業※					○	
57 和裁	和服製作作業		○	○			和服の仕立てに必要な技能
58 寝具製作	寝具製作作業		○			○	綿入れふとんの製作に必要な技能
59 帆布製品製造	帆布製品製造作業		○			○	帆布製品の製造及び取付けに必要な技能
60 布はく縫製	ワイシャツ製造作業		○			○	布はく縫製品の製造に必要な技能
	衛生白衣製造作業		○				
61 機械木工	機械木工作業		○				木工機械による木材の加工及び木工機械の整備に必要な技能
	木工機械整備作業		○				
62 木型製作	模型製作作業		○				木型の製作に必要な技能
63 家具製作	家具手加工作業		○			○	家具の製作に必要な技能
	家具機械加工作業		○				
	いす張り作業		○				
64 建具製作	木製建具手加工作業		○			○	建具の製作に必要な技能
	木製建具機械加工作業		○				
65 紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業		○			○	紙器及び段ボール箱の製造に必要な技能
	印刷箱製箱作業		○			○	
	貼箱製造作業		○			○	
	段ボール箱製造作業		○			○	
66 製版	DTP作業		○				製版に必要な技能
67 印刷	オフセット印刷作業		○			○	印刷に必要な技能
68 製本	製本作業		○			○	製本に必要な技能
69 プラスチック成形	圧縮成形作業		○			○	プラスチックの成形に必要な技能
	射出成形作業	○	○	○		○	
	インフレーション成形作業		○			○	
	ブロー成形作業		○			○	
70 強化プラスチック成形	手積み積層成形作業		○			○	強化プラスチックの成形に必要な技能
	エポキシ樹脂積層防食作業		○				
	ビニルエステル樹脂積層防食作業		○				
71 陶磁器製造	手ろくろ成形作業		○				陶磁器の製造に必要な技能
	絵付け作業		○				
	原型製作作業		○				
72 石材施工	石材加工作業		○			○	石材の施工に必要な技能
	石張り作業		○			○	
	石積み作業		○				
73 パン製造	パン製造作業	○	○			○	パン製造に必要な技能
74 菓子製造	洋菓子製造作業		○				菓子の製造に必要な技能
	和菓子製造作業		○				

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分						対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	単 一 等 級	外国人技能実 習生向け3級、 基礎1,2級 (※2)	
75 製麺	機械生麺製造作業					○		製麺に必要な技能
	機械乾麺製造作業					○		
	手延べ干し麺製造作業					○		
76 ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業		○				○	ハム・ソーセージ・ベーコンの製造に必要な技能
77 水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業		○				○	かまぼこ製品の製造に必要な技能
78 みそ製造	みそ製造作業		○					みその製造に必要な技能
79 清酒	清酒製造作業		○					清酒製造に必要な技能
80 情報配線施工 *	情報配線施工作業		○	○				情報配線の施工に必要な技能
81 建築大工	大工工事作業		○	○			○	木造建築物の大工工事の施工に必要な技能
82 枠組壁建築	枠組壁工事作業					○		枠組壁工事に必要な技能
83 かわらぶき	かわらぶき作業		○				○	かわらぶきに必要な技能
84 とび	とび作業		○	○			○	とび工事の施工に必要な技能
85 左官	左官作業		○	○			○	左官工事の施工に必要な技能
86 窯炉	窯炉作業		○					工業用炉の築造及び修理に必要な技能
87 ブロック建築	コンクリートブロック工事作業		○	○				コンクリートブロック工事の施工に必要な技能
88 エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事作業					○		エーエルシーパネル工事の施工に必要な技能
89 タイル張り	タイル張り作業		○				○	タイル工事の施工に必要な技能
90 量製作	量製作作業		○					量の製作、敷込み及び修理に必要な技能
91 配管	建築配管作業		○	○			○	配管工事の施工に必要な技能
	プラント配管作業		○	○			○	
92 厨房設備施工	厨房設備施工作業		○					業務用厨房設備工事の施工に必要な技能
93 型枠施工	型枠工事作業		○				○	型枠工事の施工に必要な技能
94 鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業		○					鉄筋工事の施工に必要な技能
	鉄筋組立て作業		○				○	
95 コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業		○				○	コンクリート圧送工事の施工に必要な技能
96 防水施工	アスファルト防水工事作業		○					防水工事の施工に必要な技能
	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業		○					
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業		○					
	合成ゴム系シート防水工事作業		○					
	塩化ビニル系シート防水工事作業		○					
	セメント系防水工事作業		○					
	シーリング防水工事作業		○				○	
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業		○					
	F R P防水工事作業		○					
97 樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業					○		樹脂接着剤注入工事の施工に必要な技能
98 内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業		○	○			○	内装仕上げ工事の施工に必要な技能
	カーペット系床仕上げ工事作業		○	○			○	
	木質系床仕上げ工事作業		○					
	鋼製下地工事作業		○	○			○	
	ボード仕上げ工事作業		○	○			○	
	カーテン工事作業		○	○			○	
99 熱絶縁施工	保温保冷工事作業		○				○	熱絶縁工事の施工に必要な技能
	吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業		○					
100 カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業		○					金属製カーテンウォール工事の施工に必要な技能
101 サッシ施工	ビル用サッシ施工作業		○				○	サッシ工事の施工に必要な技能
102 自動ドア施工	自動ドア施工作業		○					自動ドア工事の施工に必要な技能
103 バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業					○		バルコニー工事の施工に必要な技能
104 ガラス施工	ガラス工事作業		○					ガラス工事の施工に必要な技能
105 ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業		○				○	ウェルポイント工事の施工に必要な技能
106 テクニカルイラストレーショ ン	テクニカルイラストレーション手書き作業		○	○				テクニカルイラストレーションの作成に必要な技能
	テクニカルイラストレーションCAD作業		○	○				
107 機械・プラント製図	機械製図手書き作業		○	○				機械及びプラント配管の製図に必要な技能
	機械製図CAD作業		○	○				
	プラント配管製図作業		○					
108 電気製図	配電盤・制御盤製図作業		○	○				電気機器の製図及び写図に必要な技能
109 化学分析	化学分析作業		○					化学的成分の分析に必要な技能
110 金属材料試験	機械試験作業		○					金属材料の試験に必要な技能
	組織試験作業		○					
111 貴金属装身具製作	貴金属装身具製作作業		○	○				貴金属装身具の製作に必要な技能
112 印章彫刻	木口彫刻作業		○					印章の彫刻に必要な技能
	ゴム印彫刻作業		○					

技能検定職種 (※1)	選択作業	等級区分						対象とする技能の内容
		特 級	1 級	2 級	3 級	準 一 等 級	外国人技能実 習生向け3級、 基礎1,2級 (※2)	
113 ガラス用フィルム施工 *	自動車フィルム作業		○					自動車用又は建築用窓ガラスのガラス用フィルム施工に必要な技能
	建築フィルム作業		○					
114 表装	表具作業		○					表具品の製作及び壁装に必要な技能
	壁装作業		○				○	
115 塗装	木工塗装作業		○	○				塗装に必要な技能
	建築塗装作業		○				○	
	金属塗装作業		○	○			○	
	鋼橋塗装作業		○				○	
	噴霧塗装作業		○				○	
116 路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカーク工作業					○		路面標示工事の施工に必要な技能
	加熱ペイントマシンマーカーク工作業					○		
117 塗料調色	調色作業					○		塗料調色に必要な技能
118 広告美術仕上げ	広告面ペイント仕上げ作業		○					広告物の広告部分の製作に必要な技能
	広告面プラスチック仕上げ作業		○					
	広告面粘着シート仕上げ作業		○	○				
119 義肢・装具製作	義肢製作作業		○					義肢・装具の製作及び修理に必要な技能
	装具製作作業		○					
120 舞台機構調整	音響機構調整作業		○	○				ホール・劇場等の舞台における音響機構の調整操作に必要な技能
121 工業包装	工業包装作業		○				○	工業製品の輸送用包装に必要な技能
122 写真	肖像写真銀塩作業		○					肖像写真の撮影及び制作に必要な技能 (※全作業を包含する作業)
	肖像写真デジタル作業		○					
	肖像写真作業※				○			
123 調理 *	日本料理調理作業					○		調理作業に必要な技能
	すし料理調理作業					○		
	西洋料理調理作業					○		
	中国料理調理作業					○		
	麺料理調理作業					○		
	給食用特殊料理調理作業					○		
124 ビルクリーニング *	ビルクリーニング作業					○		ビル内の清掃に必要な技能
125 ハウスクリーニング *	ハウスクリーニング作業					○		在宅家屋や不動産物件を対象に、浴室、台所等の家屋の一部又は全部及び設備機器の清掃に必要な技能
126 産業洗浄	高圧洗浄作業					○		産業用設備、上下水道管等の洗浄に必要な技能
	化学洗浄作業					○		
127 商品装飾展示	商品装飾展示作業		○	○				商品の装飾展示に必要な技能
128 フラワー装飾	フラワー装飾作業		○	○				生花等による花環、花束等の製作及び会場祭壇等の装飾に必要な技能

※1：技能検定職種欄における番号は、職業能力開発促進法施行令別表第1において規定される検定職種順に便宜的に付与したものである。

また、*は指定試験機関により試験業務が実施される職種である。

※2：基礎1,2級の選択作業は、通達（技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目）に基づくものを表記した。

